

新 旧 対

高知県税条例（抜粋）

付 則

（森林環境の保全に係る県民税の均等割の税率の特例）

第33条 森林環境の保全に資するため、平成15年度から平成24年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、第40条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

2 森林環境の保全に資するため、平成15年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る第47条第1項の法人等の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に500円を加算した額とする。

照 表 旧

高知県税条例（抜粋）

付 則

（森林環境の保全に係る県民税の均等割の税率の特例）

第33条 森林環境の保全に資するため、平成15年度から平成19年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、第40条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

2 森林環境の保全に資するため、平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る第47条第1項の法人等の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に500円を加算した額とする。